

第 部 障がい者を取り巻く状況

第1章 本市の現状

1. 位置と地勢

本市は、茨城県のほぼ中央部に位置し、東京から約80km、県都水戸から約20kmの距離にあり、業務核都市の土浦市、つくば市には約20kmの距離にあります。

市の西部をJR常磐線が南北に通過しており、JR羽鳥駅があります。一方、広域幹線としては、常磐自動車道、国道6号、国道355号が通っており、本市の東側に隣接して南北に東関東自動車道水戸線が計画されています。

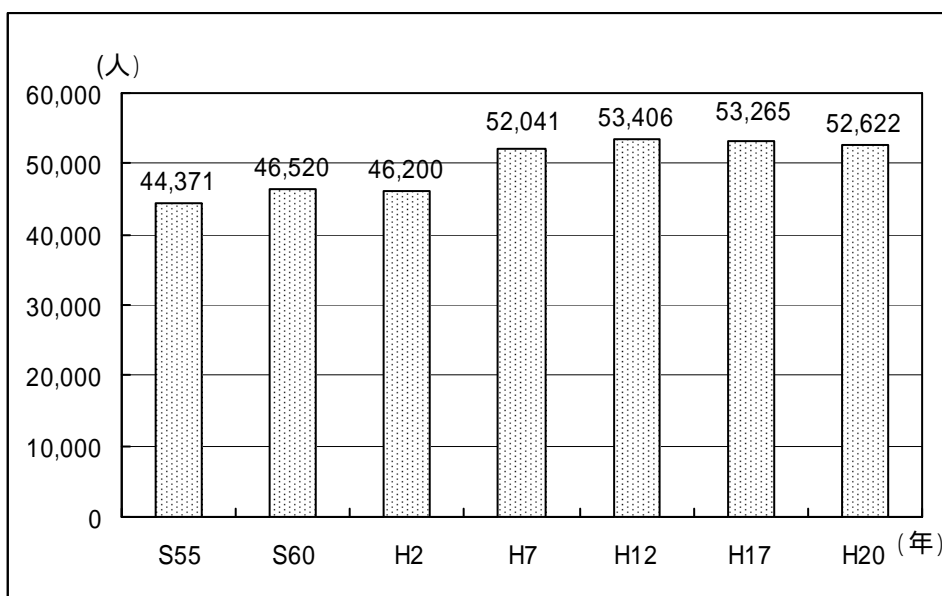
起伏の少ない平坦な地形であるため可住地面積が広く、市街地の他に集落が広く分散しているのが特徴です。市の南部は日本で第2位の広さを誇る霞ヶ浦に面しています。

また、平成21年度開港予定の茨城空港へのアクセス道路の整備が計画されており、開発能力の向上が期待されています。

2. 人口の推移

本市の総人口は、平成20年10月現在で52,622人（茨城県常住人口調査）になっています。昭和55年から現在までの28年間について、旧町村合計で見ると、平成12年まで増加傾向を続けてきましたが、その後減少に転じ微減傾向にあります。平成12年から平成20年までの8年間で、約800人減少しています。

図 - 1 人口の推移

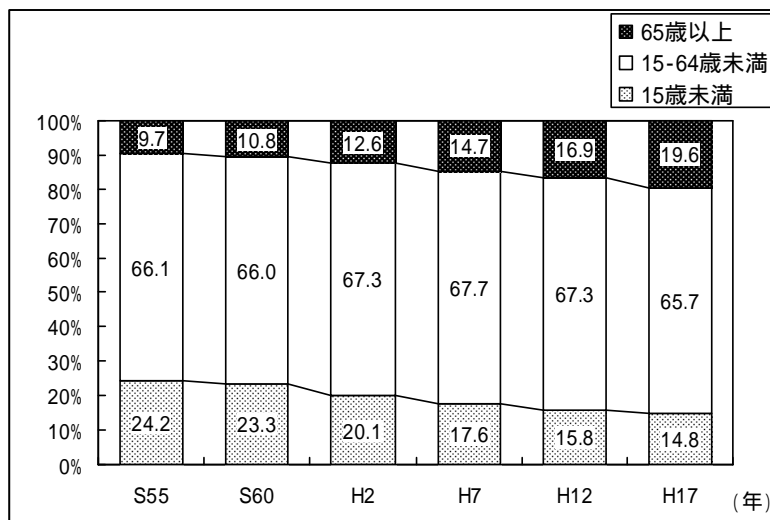


資料：国勢調査、茨城県常住人口調査

3. 年齢別人口割合の推移

同様に昭和55年以降の年齢3階級別人口割合の推移について、旧町村合計で見ると、15歳未満の年少人口は、昭和55年には24.2%でしたが、平成17年は14.8%と大きく減少しています。一方、65歳以上の老年人口は、昭和55年は9.7%でしたが、平成17年には19.6%と大きく上昇しています。茨城県全体（H17 高齢化率19.4%）とほぼ同じ値を示しています。本市においても少子高齢化が急速に進行しています。

図 - 2 年齢別人口割合の推移

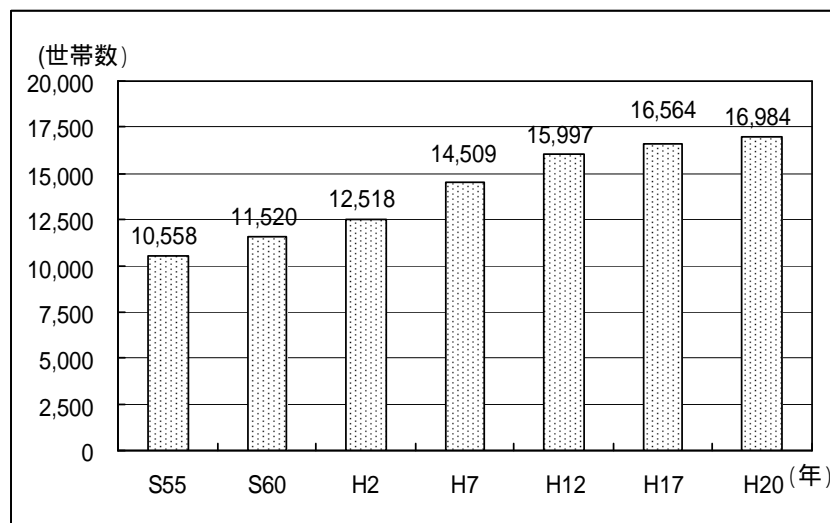


資料：国勢調査

4. 世帯の推移

本市の世帯数は、平成20年10月現在（茨城県常住人口調査）で16,984世帯になっています。同様に昭和55年以降の推移を見ると、一貫して増加傾向を継続しています。しかし、人口の減少とともに平成12年以降、増加の傾向は鈍化しています。昭和55年から平成12年の間は年平均の増加数は約270世帯/年でしたが、それ以降は約120世帯/年まで減速しています。

図 - 3 世帯数の推移

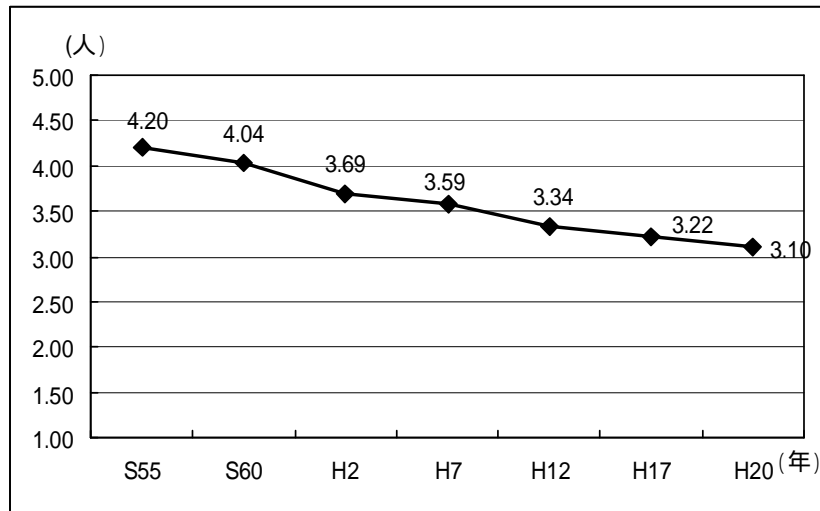


資料：国勢調査、茨城県常住人口調査

5. 世帯当たり人口の推移

本市の1世帯あたりの人口は平成20年10月現在（茨城県常住人口調査）で、3.10人/世帯になっています。昭和55年以降の推移について旧町村合計で見ると、一貫して減少を続けています。昭和55年から平成20年の28年間で1.10人/世帯減少しています。昭和60年以降の1世帯あたりの平均世帯人口を見ると、昭和60年4.04人/世帯でしたが、平成17年には3.22人/世帯まで減少しています。平成20年について茨城県全体（2.76人/世帯）と比較すると、本市は0.34人/世帯上回っていますが、確実に核家族化が進行しています。

図 - 4 平均世帯人口の推移



資料：国勢調査、茨城県常住人口調査

第2章 障がい者の現状

1. 障がい者数の現状

(1) 全国、県、市の障がい者数

全国の障がい者合計(手帳交付者)は、約6,028千人、平成18年の総人口の4.78%で、その内訳は、身体障がい者が約4,895千人、知的障がい者が約728千人、精神障がい者が約405千人となっています。また、茨城県では、障がい者合計が110,545人、総人口の3.72%で、その内訳は、身体障がい者が88,050人、知的障がい者が15,737人、精神障がい者が6,758人となっています。

一方、本市においては、障がい者合計が1,807人、総人口の約3.40%で、その内訳は、身体障がい者が1,399人、知的障がい者が275人、精神障がい者が133人となっています。

総人口に対する障がい者合計の割合を比較すると、本市は全国平均を大きく下回り、また茨城県平均よりも下回っています。

表 - 1 全国の障がい者数(平成18年度)

区分	総数	総人口比
身体障がい者	4,895,410	3.88%
知的障がい者	727,853	0.58%
精神障がい者	404,883	0.32%
合計	6,028,146	4.78%

資料：厚生労働省調べ

表 - 2 茨城県の障がい者数(平成18年度)

区分	総数	総人口比
身体障がい者	88,050	2.96%
知的障がい者	15,737	0.53%
精神障がい者	6,758	0.23%
合計	110,545	3.72%

資料：茨城県調べ

表 - 3 小美玉市の障がい者数(平成20年9月現在)

区分	総数	総人口比
身体障がい者	1,399	2.66%
知的障がい者	275	0.52%
精神障がい者	133	0.25%
合計	1,807	3.43%

資料：小美玉市調べ

(2) 小美玉市の障がい者等の状況

身体障がい者

本市における身体障がい者数の推移をみると、平成 18 年度の 1,056 人から平成 20 年度の 1,399 人と、この 2 年間で 343 人増加しました。

部位別の内訳では、肢体不自由が全体の 57.6%を占め、内部障がい者が 28.5%で続いています。等級別では、最も重度の 1 級が 37.4%と最も多くを占め、次に 4 級が 19.8%を占めています。部位別、等級別の増加傾向を見ると、内部障がい 1 級の増加傾向が高くなっています。

図 - 5 小美玉市の部位別身体障がい者数の推移

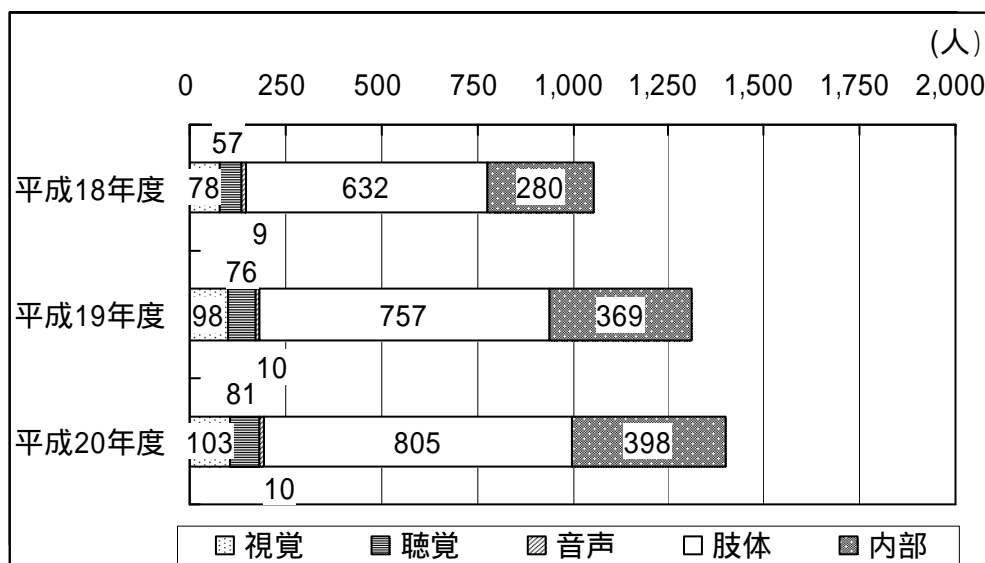


表 - 4 小美玉市の身体障がい者数の推移 (身体障がい者手帳交付者数) 単位：人、%

年 度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
		実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
身体障がい者数 (手帳交付者数)		1,056	100.0	1,310	100.0	1,399	100.0
部位別内訳	視覚	78	7.4	98	7.5	103	7.4
	聴覚	57	5.4	76	5.8	81	5.8
	音声	9	0.9	10	0.8	10	0.7
	肢体	632	59.8	757	57.8	805	57.6
	内部	280	26.5	369	28.1	398	28.5
等級別内訳	1 級	384	36.4	498	38	523	37.4
	2 級	189	17.9	231	17.6	248	17.7
	3 級	159	15.1	188	14.4	208	14.9
	4 級	206	19.5	256	19.5	277	19.8
	5 級	68	6.4	76	5.8	79	5.6
	6 級	50	4.7	61	4.7	64	4.6

資料：小美玉市調べ (平成 18, 19 年度は 3 月 31 日現在、平成 20 年度は 9 月 30 日現在)

知的障がい者

知的障がい者については、平成 18 年度の 247 人から平成 20 年度の 275 人へと、2 年間で 28 人増加しています。程度別にみると A が最も多く平成 20 年度で 31.6% を占めます。

図 - 6 小美玉市の程度別知的障がい者数の推移（療育手帳交付者数）

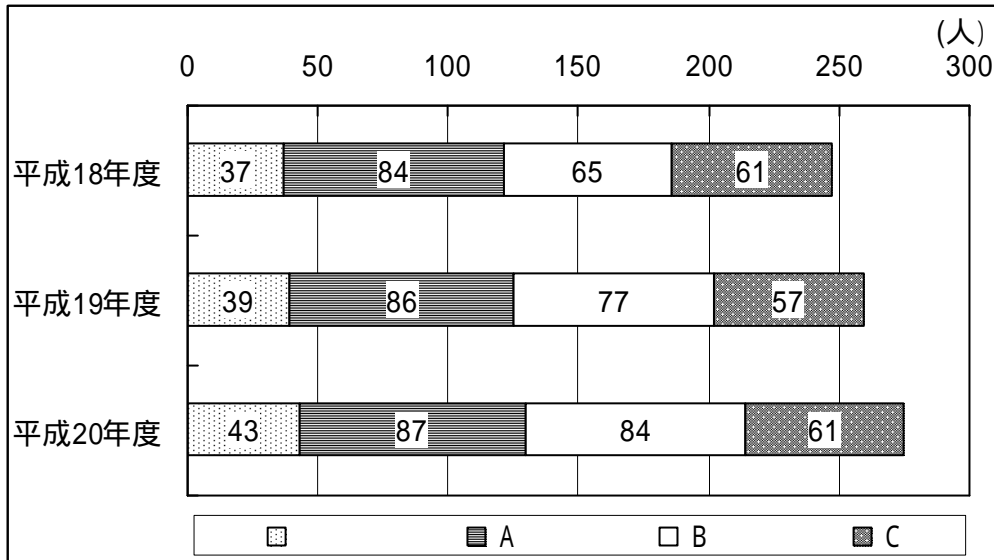


表 - 5 小美玉市の知的障がい者数の推移（療育手帳交付者数） 単位：人、%

年 度	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	
知的障がい者数(手帳交付者数)	247	100.0	259	100.0	275	100.0	
程度別内訳		37	15.0	39	15.1	43	15.6
	A	84	34.0	86	33.2	87	31.6
	B	65	26.3	77	29.7	84	30.6
	C	61	24.7	57	22.0	61	22.2

資料：小美玉市調べ（平成 18, 19 年度は 3 月 31 日現在、平成 20 年度は 9 月 30 日現在）

精神障がい者

精神障がい者については、平成 18 年度 118 人から平成 20 年度の 133 人へと、2 年間で 15 人増加しています。等級別に見ると、2 級が最も多く、平成 20 年度で 52.6% を占めます。

図 - 7 小美玉市の等級別精神障がい者数の推移
(精神障がい者保健福祉手帳交付者数)

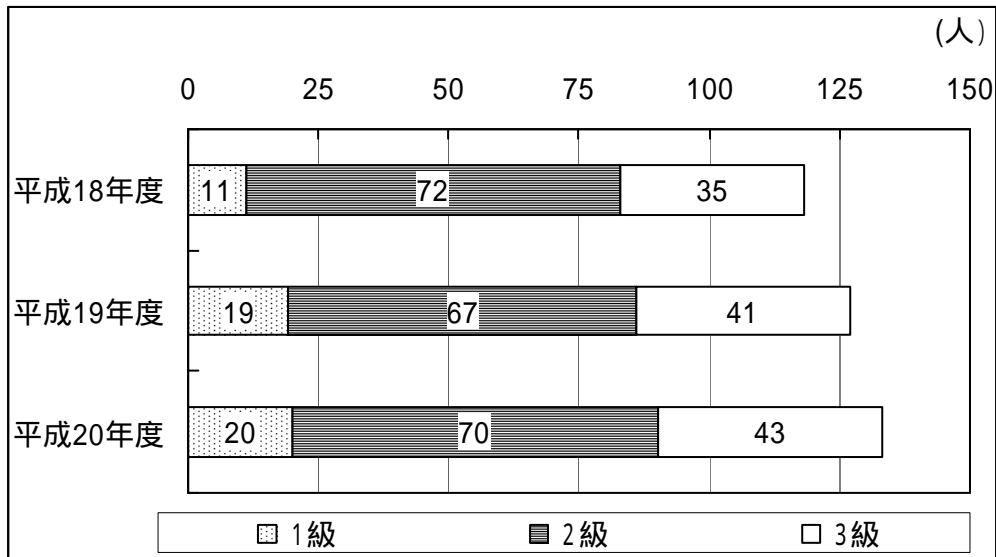


表 - 6 小美玉市の精神障がい者数の推移 (精神障がい者保健福祉手帳交付者数)

単位：人、%

年 度	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	
精神障がい者数(手帳交付者数)	118	100.0	127	100.0	133	100.0	
等級別内訳	1級	11	9.3	19	15.0	20	15.0
	2級	72	61.0	67	52.8	70	52.6
	3級	35	29.7	41	32.2	43	32.4

資料：小美玉市調べ (平成 18, 19 年度は 3 月 31 日現在、平成 20 年度は 9 月 30 日現在)

難病患者

特定疾患医療給付承認数については、平成 19 年度末で 222 人となっています。疾患別にみると、パーキンソン病関連疾患が最も多く 33 人、次に潰瘍性大腸炎の 29 人、全身性エリテマトーデスの 26 人となっています。

表 - 7 難病患者数

単位：人

病名	H18年度 患者数	H19年度 患者数
ベーチェット病	12	13
多発性硬化症	2	2
重症筋無力症	3	3
全身性エリテマトーデス	26	26
再生不良性貧血	6	6
サルコイドーシス	3	5
筋萎縮性側索硬化症	1	1
強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	11	12
特発性血小板減少性緑斑病	11	12
結節性動脈周囲炎	2	2
潰瘍性大腸炎	28	29
大動脈炎症候群	3	3
ピュルガー病	1	1
天疱瘡	2	2
クローン病	8	8
脊髄小脳変性症	8	10
悪性関節リウマチ	3	4
パーキンソン病関連疾患	27	33
後縦靭帯骨化症	8	9
難治性の肝炎のうち劇症肝炎	0	1
モヤモヤ病(ウイルス動脈輪閉塞症)	5	5
特発性拡張型(うっ血型)心筋症	7	7
多系統萎縮症	1	2
膿疱性乾癬	2	2
原発性胆汁性肝硬変	8	8
特発性大腿骨頭壊死症	6	6
混合性結合組織病	2	2
突発性間質性肺炎	2	3
網膜色素変性症	5	5
合計	203	222

資料：平成 20 年 3 月 31 日現在、水戸保健所調べ

第3章 障がい者福祉サービスの現状と課題

1. 市民への広報・啓発

(1) 障がい者への理解促進

市の広報誌、お知らせ版やホームページ、パンフレットの配布、障がい者団体等との連携・協力等により、広報・啓発活動を実施してきました。また、学校教育の場においては、道徳や公民の授業の中で福祉教育がなされ、障がい者への理解の促進を図ってきました。

(2) 地域のスポーツ・文化活動

スポーツ活動について、日頃、水に接する機会の少ない障がい者を対象に健康と水との触れ合いを目的に「障がい者水の集い」を開催しています。

また県の障がい者を対象とした障がい者の文化祭、スポーツ大会には、本市の障がい者も参加しています。

(3) 障がい者団体

市内の障がい者団体については、小美玉市身体障がい者福祉協会、小美玉市心身障がい児者父母の会があります。各団体は、障がい者関係者の交流や情報交換、各種イベントの参加、レクリエーション、研修活動などを行い、障がい者同士の交流、社会参加の促進、福祉に対する理解促進を図っています。

(4) ボランティア

本市においては、ボランティア団体が37団体あり、そのうち障がい者の生活支援を行っている団体は7団体あります。それぞれの目的に沿って様々な活動をおこなっており、障がい者の生活支援の大きな力となっています。

表 - 8 障がい者の生活支援を行っているボランティア団体

団体名	活動内容
話し方教室	市の広報誌や図書を朗読録音し、目の不自由な方に送る「声のテープ」の製作や朗読劇による施設慰問を実施している。
手話サークルストケシア	手話による聴覚障がい者との交流会や学校への手話指導のボランティアを行っている。
ハートフルハンド玉里	学校や社会福祉協議会での手話の指導等を行っている。
手話サークル美野里	
すみれの会	市内外の福祉施設、福祉作業所、各種催事の保育ボランティアとして活動している。
てんとうむし	社会福祉協議会の講座の受講生が結成。月2回の勉強会を行いながら小学校にも点字指導や点字本の制作を行っている。
にじの会	視覚障がい者に点字図書の点訳やカレンダーを作成している。

資料：小美玉市社会福祉協議会調べ（平成20年12月現在）

【課 題】

障がい者への理解促進

障がい者はその心身機能のみでなく、様々な社会的障壁（公共交通機関等の物理的障壁、情報収集・コミュニケーションの障壁、意識面の障壁など）のために大きな不利益をこうむっていることは否定できません。

障がいのある人もそうでない人も、ともに地域で快適な生活を過ごす社会をつくるためには、まず、市民の障がい者や障がいそのものに対する理解を促進することが必要です。行政機関や障がい者団体、ボランティア団体等の市民団体が連携・協力し、障がい者との交流、ふれあいの場を拡大し、障がい者への理解促進を図り、ともに生きる社会づくりの意識の醸成が求められています。

地域社会活動への参加・参画

地域社会活動への参加・参画は、障がい者が地域で生きがいのある生活を過ごすうえで重要です。障がいのある人もそうでない人も参加でき、楽しめる文化、スポーツ等の機会づくりや、障がい者の参加を可能とする諸条件の整備が求められています。

障がい者団体への支援

障がい者の地域社会活動への参加を促進するためには、スポーツや文化活動を通し、障がい者同士の交流を深め、仲間づくりを進めることが重要です。その母体となる障がい者団体の活動を支援することが求められています。

ボランティアの育成・支援

地域における課題に対し、障がいのある人もそうでない人も一緒に取り組める体制づくりが求められます。そのために、ボランティアを育成し、その活動を支援することで、地域ぐるみでの福祉に取り組めます。

2. 相談・情報提供、コミュニケーション支援

(1) 相談・情報提供の体制

本市の市民相談として、「心配ごと相談」や「人権相談」を定期的を開催しています。その他、民生委員・児童委員、身体・知的障がい者相談員、保健師などで、障がい者や家族等に対して相談活動を行っています。

表 - 9 障がい者及び家族等の相談数 単位：件

相談窓口	平成 18 年相談数	平成 19 年相談数
民生委員・児童委員	411	342
身体・知的障がい者相談員	14	27
保健師（心の健康相談）	39	41

資料：小美玉市調べ

(2) 情報・コミュニケーション

聴覚障がい者の情報収集、コミュニケーションの支援のために、手話通訳者の派遣を行っています。

また、文字情報の入手が困難な視覚障がい者などのためには、ボランティアが点訳等により、市の広報や生活情報などの情報提供を行っています。

【課題】

障がい者の相談体制の充実

障がい者が困ったことや悩んでいることを身近に相談できる体制の充実が不可欠です。民生委員・児童委員を始め、各種相談員などによる情報提供・相談支援体制の充実、専門相談員の配置が求められています。

コミュニケーションの支援

視覚・聴覚障がい者に対しては、福祉サービスのみならず、生活の様々な場面で必要な情報を日常的に提供できる体制づくりが必要です。

障がい者の生活支援のための地域社会組織の充実

障がい者の地域生活を実現するためには、障がい者の身近にあって、ニーズに対応した的確な生活支援が不可欠です。地域住民による生活支援、また、地域組織、NPOボランティアの育成・活用が重要です。

3. 障がい福祉サービス

(1) 障がい福祉サービス

訪問系サービスについては、利用者数・利用時間数は少しずつ増加しているものの、一方ではサービスの支給決定を受けていても、全くサービスを利用していない方が**多数**いるため、今後ヘルパーの不足によるサービス利用の手控えなどが生じないように、需要に対応できるサービス提供体制の確保が求められます。

日中活動系サービスについては、児童デイサービスなどのサービス提供事業者数が少ないためにサービスの利用が進んでいないので、今後、サービス提供基盤を充実していく必要があります。

居住系サービスについては、第1期計画の数値目標に沿って、施設に入所する利用者数を抑制できているが、今後更なる地域生活への移行を進めるため、グループホームやケアホーム等の居住の場の確保が課題となります。

(2) 地域生活支援事業

日常生活用具給付事業については、平成18年10月の制度改正によりストマ装具等が補装具から日常生活用具に移行したことにより、当初見込んでいた数値目標を大きく上回りました。

地域活動支援センター事業については、小規模作業所が滞りなく地域活動支援センター型に移行しました。しかし、受け入れられる利用者数に限りがあるため、今後、創作・生産活動の場の確保が課題となります。

地域自立支援協議会については、平成20年8月に立ち上げ協議・調整を進めていますが、更なる相談支援体制の強化を図るため、既に地域福祉に関するネットワークができている地域ケアシステムや相談支援事業所、関係機関等と連携し、障がい者やその家族等のために必要な支援を行います。

4. 保健・医療

(1) 保健・医療事業

本市では、広報やホームページ・個人通知・年間予定表などを通して、各種健康診査や教室等の啓発活動を推進し、3か所の保健福祉センター等で健康診査や健康相談・健康教育等を実施しています。

母子保健としては、乳幼児期の障がいの発生予防等を目的に両親学級や妊婦健康診査・新生児訪問指導事業・乳幼児健康診査・育児相談等を実施し、疾病の早期発見や保健指導を実施しています。特に健康診査時に精神・運動発達面で精密検査が必要とされる乳幼児については、心理相談や医療機関の受診をすすめ、より専門的な機関につなげることで障がいの早期発見や早期療育に努めています。さらに継続した関わりが必要なケースについては、個別相談やフォロー教室等を開催して育児支援に取り組むとともに専門の医療機関・療育機関や保育園・幼稚園と連携体制を深めていきます。

表 - 10 乳幼児健診受診率の推移

区分	平成18年度(%)	平成19年度(%)
4ヵ月児健診	87.7	89.2
10ヵ月児健診	84.7	82.5
1歳6ヵ月児健診	85.5	87.7
2歳児歯科健診	80.4	83.8
3歳児健診	83.1	80.7

資料：小美玉市調べ

成人保健としては、長年の運動不足や食生活の乱れ、休養不足等生活習慣により引き起こされる壮年期以降の障がいのひとつの原因となる、「生活習慣病」対策として、これらの早期発見・早期治療の目的として、特定健康診査や各種がん検診を実施します。そして生活改善の必要な方に対しては、特定保健指導をはじめ、各種健康教室・相談において生活習慣病の改善のための指導や健康づくりのための指導を行っています。また、障がいがある方が適切な各種健診を受けていただけるように障がいの等級により健診の無料化を推進するとともに、在宅で生活していくための適切なりハビリテーションが受けられるようにリハビリ事業の充実に努めています。

近年増加しているこころの悩みをもった方（精神に障がいのある方を含め）に対しては、こころの健康相談やデイサービス・訪問指導の充実に努め、円滑な社会復帰に向けた支援や家族支援を福祉や医療機関と連携し推進していきます。

【課 題】

保健・医療サービスの充実

障がい者が健康を維持・増進しながら、地域でいきいきと過ごすためには、保健・医療サービスの充実が必要不可欠です。そのためには専門的な機関やスタッフの確保が重要であり、さらに治療が確立していない難病に患った人や家族への支援も含め、障がいの早期発見・早期治療の体制を強化し、必要な指導・生活訓練をすることで、将来の社会参加・参画につなげていくことが重要な課題です。

精神通院医療、更生医療、育成医療は、平成 18 年 4 月から自立支援医療の制度で利用者負担の仕組みや、支給認定の手続きなどが統一されました。今後はこの制度の周知を行い、障がい者に対する支援・支給制度の普及が求められています。

また、地域生活移行への推進を図るには、地域での医療環境の整備が課題となります。身近で相談・診療ができる、掛かりつけの医師を持てるようにしていくことが重要です。

精神保健・医療の充実

心の健康づくり対策として、市民の精神的健康の維持・向上を図るためには健康診査の他に、社会生活環境におけるストレス等の相談業務に重点を置き、相談体制の整備を図ることが重要です。

近年、障がい者手帳制度についての理解が進んでいるものの、手帳の申請率は低くまだ多くの潜在的障がい者がいることが考えられます。精神障がい者と精神障がいそのものについての正しい理解の促進に努めるとともに、社会生活の変化に伴うストレスや青少年の思春期等に対応した心の健康相談から、精神医療相談、社会復帰相談、さらにはアルコール、薬物、認知等の特定相談まで、精神保健全般の相談・指導の充実が求められています。

5. 生活環境の整備

(1) 障がい者のための住宅整備

重度障がい者の世帯を対象に、浴室、便所、洗面所、台所、玄関、廊下等の住宅設備の改造にかかる費用の助成を行っています。

(2) まちのバリアフリー化の状況

障がい者は社会の中で、様々な物理的障がい・障壁（バリア）に囲まれています。これらを取り除くことは、障がい者が自由に安心して、地域の中で暮らすための基盤になります。

国では、平成6年「高齢者、身体障がい者等が円滑に利用できる特定建築物の建築促進に関する法律（ハートビル法）」および、平成12年「高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が制定され、平成18年には、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が制定されました。（ハートビル法、交通バリアフリー法は、バリアフリー新法施行に伴い、廃止。）

茨城県においても、平成8年に「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」が制定され、バリアフリーの整備基準が定められました。本市の公共・公益施設はこれらの法律制度に従い、バリアフリー化が進められています。

(3) 障がい者のための防災・防犯対策

茨城県では、県内の災害情報を携帯電話により配信するサービスが実施されています。特に聴覚障がいなどにより、防災無線による情報伝達が難しい人への情報提供を行っています。

また、小美玉市では、災害時やそのおそれがある場合に、家族などの支援が困難で何らかの助けを必要とする障がい者など災害時要援護者が、地域の中で支援を受けられ、安心安全に暮らすことができるように、災害時要援護者台帳の整備を進めています。

さらに、災害時要援護者に対する地域ぐるみの支援体制づくりのため、自治組織、福祉ボランティア団体などを中心に構成される支援組織の整備と活動の促進を図ります。

6. 就労支援

(1) 障がい者の就労・雇用の現状

ハローワーク石岡が管轄している民間企業(小美玉市内と石岡市内にある民間企業)での障がい者の雇用人数は、平成20年6月1日現在で、常用労働者数6,990人に対し109人、実雇用率は、1.56%となっています。平成18年度からの推移を見ると、実雇用率は横ばいの状況になっています。

表 - 1 1 石岡管内(小美玉市と石岡市)の民間企業の雇用状況の推移

年度	障がい者数(人)	実雇用率(%)
平成18年度	95	1.55
平成19年度	104	1.55
平成20年度	109	1.56

表 - 1 2 全国、茨城県の民間企業の雇用状況(平成19年6月現在)

年度	障がい者雇用数	実雇用率
全国	302,716人	1.55%
茨城県	3,211人	1.54%

注：本社が県内にある民間企業のうち、常用労働者が56人以上規模の企業を対象としている。

7. 教育・育成

(1) 障がい児教育の現状

本市には、特別支援学級のある学校は小学校 12 校中 11 校が設置されており、中学校は全校に設置されております。その内容は表 20のとおりです。

在学学生は平成 20 年 5 月現在で、小学生が 38 人、中学生が 21 人、合計で 59 人が在学しています。

また、小美玉市内には特別支援学校がないため、市外に設置された特別支援学校へ通学している児童・生徒は、小学生は 22 名、中学生は 14 名計 36 名の児童生徒が 8 箇所の特別支援学校に通学しております。

表 - 13 特別支援学級の設置状況

【小学校】

学校名	区 分			学校名	区 分		
	知的	情緒	言葉		知的	情緒	言葉
小川小学校				羽鳥小学校			
野田小学校				堅倉小学校			
上吉影小学校				納場小学校			
下吉影小学校				玉里小学校			
橘小学校				玉里北小学校			
竹原小学校				玉里東小学校			

【中学校】

学校名	区 分			学校名	区 分		
	知的	情緒	言葉		知的	情緒	言葉
小川南中学校				美野里中学校			
小川北中学校				玉里中学校			

【課 題】

特別支援教育の推進

平成 19 年 4 月から盲・ろう・養護学校は、障がいの重複化に対応した適切な教育を行うため、障がいの種別を越えた特別支援学校へと変わりました。すでに、通常学級に在籍する特別支援教育の対象児は、小美玉市就学指導委員会の判断により特別支援学級や通級指導教室において、当該教員がその専門性を有している場合に、通級によって指導を受けることが可能となっています。これに伴って本市が担う役割は一層大きくなり、同時に一人ひとりの発育、障がいに配慮した特別支援教育を、より一層推進していくことが大切となります。

また、学校教育終了後については、就労関係との連携が、今後の大きな課題と考えられます。

地域社会による保育・教育の推進

障がい児が地域社会の中で健やかに成長し、社会参加を進めていくためには、幼いころからの福祉教育、交流教育の推進を図る必要があります。保育園等における受入れ体制の整備、交流機会の充実が求められます。親だけでなく、地域社会全体で障がい児の保育・教育を行う体制づくりが重要です。